【土器川直轄区域版】

リフレッシュ「香の川」パートナーシップ　**フロー**

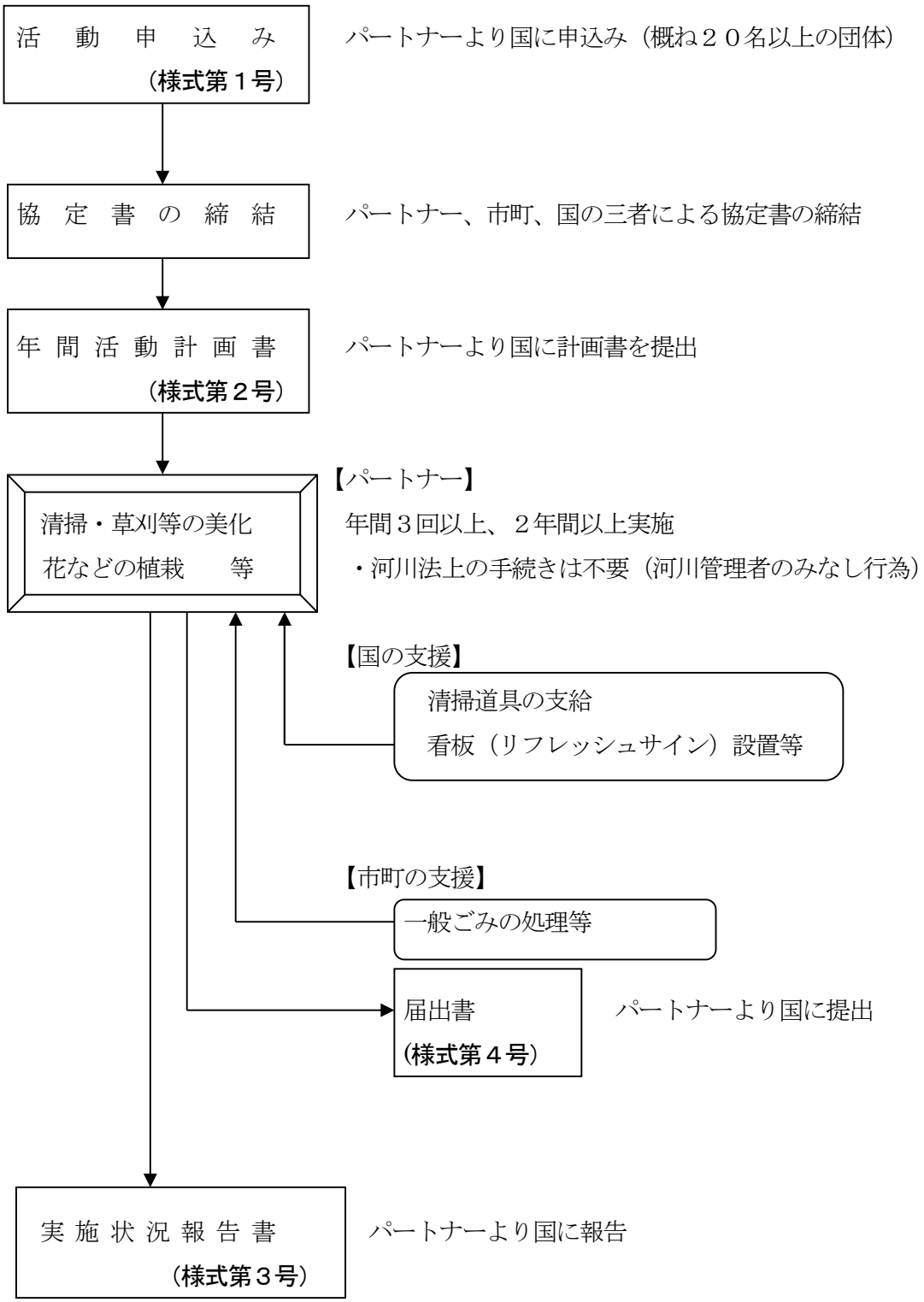

【土器川直轄区域版】

リフレッシュ「香の川」パートナーシップ　**実施要領**

（目　　的）

第１　リフレッシュ「香の川」パートナーシップは、地域住民などの団体（以下「パートナー」という。）が、自発的な意志のもと、土器川の河口より 18.85 km の一定区間を、清掃などの美化活動や愛護活動等（以下「活動」という。）を実施し、また、国と市町はこれらの活動を支援し、国民と行政が協働して、河川の環境美化、保全等を図ることを目的とする。

（資　　格）

第２　パートナーは、概ね２０名以上の団体とする。

２　パートナーは、土器川流域（丸亀市、まんのう町）に在住か、勤務または、継続的な活動域として来訪されている方。

（手　続　き）

第３　パートナーは、リフレッシュ「香の川」パートナーシップ活動申込書（以下「申込書」という。）**（様式第１号）**を四国地方整備局 香川河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に提出する。

２　申込書を受理した事務所長は、活動が適当と認めた時は、パートナー並びに活動区間の存する市町長（以下「市町長」という。）とリフレッシュ「香の川」パートナーシップ協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

（役　　割）

第４　パートナーは、年間３回以上活動を行い、かつ２年間以上継続する。

２　パートナーは、活動により回収したゴミ（粗大ごみ、産業廃棄物を除く。）の分別は、活動する場所の市町の方法に応じたものとする。

３　パートナーは、安全に十分配慮して活動を行う。

（報告事項等）

第５　パートナーは、協定書を取り交わした後、すみやかに年間活動計画書**（様式第２号）**を事務所長に提出し、以降、毎年３月１５日までに翌年度の年間活動計画書を提出する。

２　パートナーは、毎年４月１５日までに前年度の実施状況報告書**（様式第３号）**を事務所長に提出する。

３　パートナーは、活動を取りやめたときなどは、すみやかに届出書**（様式第４号）**を事務所長に提出する。

（支　　援）

第６　国は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。

一　清掃用具の提供

二　リフレッシュ・サインの設置

三　その他活動に必要と認められる事項

２　市町は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。

一　活動により回収された一般ゴミの処理

二　その他活動に必要と認められる事項

（解　　除）

第７　事務所長は、パートナーが協定書に規定する事項を実施していないと認められるとき、又はパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市町長の意見を聴いたうえで、協定を解除することができる。

（経　　由）

第８　この要領の規定による提出書類は、活動区間が存する土器川出張所長（以下「出張所長」という。）を経由する。

（河川法上の取扱い）

第９　この要領に基づいてパートナーが行う活動は、河川管理者の行為とみなし、河川法上の手続きは不要とする。ただし、土地の形状変更を伴うもの又は植栽等についてはあらかじめ国と協議する。

（補　　則）

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務所長が定める。

附　　則

この要領は令和７年４月１日から施行する。